

電気学会の行動規範について（２）行動規範（案）

電気学会技術者倫理検討委員会 行動規範作成タスクチーム

佐藤 清（電力中央研究所）、松木純也（福井大学）、
大場恭子（金沢工業大学）、戸谷 敦（東京電力）、鈴木 豊（東芝）

Rules of Practice for the Institute of Electrical Engineers of Japan

(2) The draft rules of practice

Kiyoshi Sato(Central Research Institute of Electric Power Industry),
Junya Matsuki(University of Fukui), Kyoko Oba(Kanazawa Institute of Technology),
Atsushi Toya(Tokyo Electric Power Company), Yutaka Suzuki(Toshiba Corporation)

1. はじめに

前稿で報告した『電気学会の行動規範について（１）その目的と枠組み』を受けて、ここでは、全 10 条から成る倫理綱領を具現化する行動規範（案）について、それぞれ解説する。

（以下に説明する行動規範は、2007 年 1 月初旬に「行動規範作成タスクチーム」が、「行動規範作成 WG」へ提案した時点のものであり、最終的には多少変更される可能性がある。）

2. 行動規範(案)の各条項の説明

第1条 人類と社会の安全、健康、福祉をすべてに最優先するとともに、持続可能な社会の構築に貢献する。

1-1 効率・経済性優先への戒め

会員は、効率化や目先の経済性のみを優先することなく、安全や健康、福祉を常に最優先に考え行動する。また、資金や人的資源などを理由に安全性の低下や健康、福祉が阻害された状態を放置しない。

1-2 安全の確保と環境保全

会員は、電気技術が公衆の安全や環境を損なうことにより健康および福祉を阻害する可能性があることを強く認識し、技術が暴走し破滅的な結果を招かないよう、安全の確保と環境保全のため常に最大限の努力を払うと共に、安全と環境管理に関する責任体制を明確化する。

1-3 安全知識・技術の習得

会員は、電気技術に関連する事業、研究などにおいて、法令・規則を遵守することはもちろん、安全を確保するために必要な専門知識・技術の向上に努める。

1-4 持続可能な社会の構築

会員は、電気技術を通じて人類と社会の安全、健康および福祉に貢献し、経済の発展や資源・エネルギーの確保、環境の保全という課題をとともに克服していくと共に、国際的な平和と協調を維持していきながら、未来の世代がより安全かつ快適に生活できる持続可能な社会を構築していく。

【第1条 解説】

一般に、研究者や技術者は技術的な価値のみに重きを置きがちであるが、技術が人類と社会に対して持つ影響力は強大であり、自然や社会環境に関する価値を考慮した上で適切に判断、行動することが求められる。

特に、自分や自分の所属する組織の利益だけを優先する行動は、人類や社会の安全性の低下や、健康、福祉が阻害される状況に陥る可能性があり、これを排除しなければならない。すなわち、研究者や技術者は、効率化や目先の経済性のみを優先することなく、「人類と社会の安全や健康、福祉」を常に最優先に考え行動すべきである。

また、安全の確保と環境保全を継続していくために、常に最大限の努力を払う必要があるが、それらを組織的に維持していくために安全と環境管理に関して責任体制をきちんと明確化すると共に、必要な専門知識・技術の向上に努めることが大切である。

さらに、電気技術が社会システムの基盤を支える中核的な技術としてますます重要なものになっていく一方で、大量の資源・エネルギーの消費、環境への負荷の増大による環境問題など、地球規模的に抱えている諸課題を克服していくことも重要であり、そのような長期的な視点で未来の世代が安全かつ快適に生活できる「持続可能な社会システム」を構築していくよう努力することが課せられた命題である。

第2条 自然環境、他者および他世代との調和を図る。

2-1 自然環境、他者および他世代との正常な関係の維持

会員は、科学技術が損なってきた自然環境、他者の生命や人格、および他世代との間の互恵的な関係を正常化することを、科学技術の一翼を担う電気技術者の責任であると自覚し、そのために率先して行動する。

2-2 畏敬の念

会員は、自然環境、他者および他世代によって生かされ護られていると同時にこれらは自らの自覚と責任において護るべきものであることを強く認識し、これらに対して本来献げるべき畏敬の念を取り戻さなければならない。

2-3 謙虚さと英知の結集

会員は、個人の能力の限界を謙虚に受け止め、他の専門家と協同して英知を結集し、科学技術が地球規模かつ長期的観点から人類と社会の安全、健康および福祉に貢献するように研究開発を推進する。

2-4 社会の一員としての自覚

会員は、社会の一員として主体的に責任を果たすため、技術者共同体の枠に閉じこもらず、視野を専門技術以外にも広げ、技術以外の分野からも広く学び、もって社会的発言力を高めなければならない。

学会は、会員のそのような努力を支援することによって、自らも持続可能な社会の一構成員としての役割を果たす。

2-5 倫理観の陶冶

会員は、技術者の倫理観の欠如が自然環境、他者および他世代との正常な関係を損なう結果を招くことを認識し、技術力向上は言うに及ばず、自己の倫理観の陶冶にも常に関心を持ち、互いにそのような雰囲気醸成を日頃から心がける。

【第2条 解説】

従来の倫理は人間同士の関係についてであった。すなわち自分と「他者」との関係がすべてであった。この条項では、電気技術が空間的に広く自然環境、時間的に長く他世代、そして日常生活における他者、などとの関係において、物質的な面だけでなく精神的な深さにおいても、多大な影響力を発揮していることをあらためて認識し、その影響が正常なものであり続けるように、そのことに責任を有していることを自覚すべきことを述べている。すなわち、科学技術に携わる者は、技術が濫威を与えている「自然環境」、「他者」および「他世代」の三者を、技術の提供者として自らの責任を持って護るべき対象として明確に意識し、これらとの間の正常な関係を維持することを自らの倫理的課題とする。

その責任を果たすためには、技術力のみならず、社会的発言力も高めて、社会の一員として行動するという高い責任意識を持つことが必要である。しかしこのことは、大部分の技術者にとって決して容易なことではない。お互いに、倫理観の陶冶に常に関心を持つ雰囲気の醸成を日頃から心がけるべきである。学会は、会員のそのような努力を支援することによって、自らも持続可能な社会の一構成員としての役割を果たす。

第3条 学術の発展と文化の向上に寄与する。**3-1 学術の発展への寄与**

会員は、電気に関する学術及び技術の絶えざる更新・改善・発展を通して、持続可能な文明社会の構築に貢献する。

学会は、会員の諸活動を通じて公表された科学的・技術的知識の蓄積・普及や様々な技術標準の策定などを着実に実行していく。

3-2 着実な技術伝承の実践

会員は、電気技術者が社会インフラシステムの安全な設計と運用に重大な責任を持っていることを自覚し、技術力の維持・向上に努めつつ、着実な技術伝承を実践する。

3-3 文化の向上への寄与

会員は、新たな技術の供与にとどまらず、新技術が社会に生み出す文化が健全であるように、技術にかかわる教育・啓発活動を個々の所属する組織だけでなく、学会などを通じて広く積極的にを行い、社会の精神文化の向上に貢献する。

3-4 批判的精神の発揮

会員は、電気技術に関する諸課題に対して、既成概念にとらわれず、科学的検討にもとづく建設的批判を、自らの自覚と責任において適宜に誠実に行っていくことを、学術団体である学会に属する会員としての使命と自覚する。

学会は、会員にそのための議論の場を提供するなど会員の活動を積極的に支援するとともに、自ら社会に向かって適宜に発言していく。

3-5 迅速・的確なコメントの発信

学会は、報道機関等が大きく取り上げるような、電気技術に関連した事件・事故が起こった場合、専門的かつ中立的な立場でコメントを発信し、無用な混乱を排除するよう努める。

【第3条 解説】

「学術の発展と文化の向上に寄与する」は、電気学会定款（第3条「目的」）の表現を踏襲したものである。「学術の発展に寄与する」という文言により、電気学会は、まず何よりも学術団体として存在することを倫理的に重要なものと考えていることを表明している。

さらに「文化の向上に寄与する」という。狭義の「文化」は、物質的色彩の強い「文明」に対して、精神的価値を指す。電気技術がその一翼を担っている科学技術文明は、物質的価値に重きを置きすぎ、精神的価値を軽視する風潮を生んだ。物質文明の負の影響に対する批判的検討を行い、精神的な価値の結晶としての文化の向上に寄与することは、現代物質文明のバランスをとるためにも、学術団体としての電気学会の重要な使命である。

科学技術文明の暴走を抑制し、文明の歯止めの役<これこそ技術倫理である>を、学術の発展と文化の向上という点で担うことは、科学技術文明の中核を担う電気技術に関する学会にとってふさわしい使命である。

会員は、所属する組織における仕事のほかに、学会に属しているものとしての社会における役割を遂行する。すなわち、学会活動などを通して、相互研鑽のもと、科学に基づく批判的精神を十分に発揮し、学術の着実な発展に参与し、それにより精神文化の向上に貢献する。また学会は、電気技術に関連した事件・事故が起こった場合、専門的かつ中立的な立場でコメントを発信し、無用な混乱を排除するよう努める。

第4条 他者の生命、財産、名誉、プライバシーを尊重する。

4-1 技術の持つ矛盾への認識

会員は、安全、健康および福祉を目的とする電気技術の発展が時には他者の生命、財産、名誉、プライバシーを損なう恐れがあるという深刻な矛盾を真摯に受け止め、他者及びその総体としての社会への脅威を低減するために努力する。

4-2 技術の不完全性への認識

会員は、技術は限られた時間と予算などの中で最善を尽くした結果として世に出されるものであって、常に不完全性を残しており、危険と欠陥を内包していることを忘れてはならない。フェールセーフなどの安全性確保や、事故データの収集・一元化などの改善への努力を惜しんでほならない。

4-3 技術の悪用への注意

会員は、技術は使い方によっては凶器となりうることを強く認識し、技術の製造者としては可能な限り悪用防止の工夫をし、技術の使用者としては悪用して他者の生命、財産、名誉、プライバシーを侵害しないように心がける。

4-4 情報通信技術による名誉毀損、プライバシー侵害の防止

会員は、近年急速に発達した情報通信技術が、名誉毀損やプライバシー侵害を容易に引き起こす可能性があることを意識し、ネットワークの利用、電子情報の保管・管理にあたっては特に気を付ける。

4-5 技術移転に伴うリスク回避

会員は、技術の海外移転などに伴い不用意な技術流出を回避するため、輸出規制などの法令を遵守すると共に、それらの技術に関してシステムの安全設計と運用に対する責任を自覚する。

【第4条 解説】

技術の発展は、「他者」の生命、財産、名誉、プライバシーへの侵害のし易さを向上させ、侵害の程度をますます拡大している。技術者は、技術のもたらす悲惨さから目をそらすことは許されない。

小は回転ドア事故、エレベーター事故などから、大は電車脱線事故に至るまで、技術の粋を尽くした技術的工作物が、日常生活の場で、多数の生命にかかわるようになった。軍事技術は高性能化し、無数の無辜の生命と財産を犠牲にする。電気技術はその高度化に貢献していることは紛れもない事実である。製品を提供したもものとしての責任は免れることは出来ない。それを避けるようあらゆる安全対策を講じることが技術者の責任である。

また技術の進歩は、他者の「名誉」を毀損する、傷つける、あるいは「中傷すること」などを容易にした。個人的恨みを晴らすためにインターネットを使った個人攻撃が容易になった。技術はそういう名誉毀損行為を容易に実現させる。

このような人間の倫理の問題性は昔からあるが、技術の発展は、それをより容易に出来るものとしたのである。およそ技術は本質的に不完全性を有していることを忘れてはならない。またあらゆる

る技術は使い方によっては刃物になることにも留意する。

このような技術の魔物性（人を悪用へと誘惑する性質）を自覚して、その製造者としては可能な限りそれを難しくし、自分が技術を使用するに当たっては他者の生命、財産、名誉、プライバシーを侵害しないことを心がけるべきである。電気技術者は、メーカーとユーザー両方の立場から技術の悪用の問題を考えることが必要である。

他者の生命、財産、名誉、プライバシーという最も尊重すべき基本的人権を侵害するという、技術が持っている深刻な矛盾を自覚しなければならない。

第5条 他者の知的財産権と知的成果を尊重する。

5-1 創造性・独創性を尊重する風土の形成

会員は、優れた技術の研究、開発、利用および教育が、各人の創造性と独創性を源泉として遂行されることを踏まえ、自らが所属する組織内も含め、他者のアイデアや手法、その他知的成果全般の帰属を確認・尊重する。

5-2 産業財産権侵害を回避するための事前調査の励行

会員は、特許権に代表される産業財産権が、発明者の創意工夫の優れた果実であるとともに、こうした権利の保護が、産業社会の公正なる発展の原動力となっていることを認識し、意図的に侵害することがないように、基本的な事前調査を励行する。

5-3 著作権侵害を回避するための基本ルールの理解促進

会員は、論文やソフトウェア・プログラムなどの著作権も、産業財産権同様に著作者の創造性と努力の結晶であり、学術的価値のみならず多大な経済的価値を有することも少なくないことを理解し、著作者人格権も含め、最大限尊重する。

学会は、学術団体として、自ら刊行する電気学会論文誌など各種の著作物が他者の著作権を侵害することがないように、会員に対して基本ルールを遵守するように働きかける。

5-4 営業秘密の不正取得・使用・開示の禁止

会員は、秘密として管理されている事業活動に有用な技術あるいは営業に関わる情報も、法的保護を受ける貴重な知的財産であることを認識し、不正に取得・使用・開示することのないように細心の注意を払い、それらの権利を擁護する。

【第5条 解説】

研究・開発の精華である知的財産（知的財産権と知的成果）を尊重することは、研究者、技術者の職業人としての姿勢に深く関わる重要な事柄である。

真の創作者に対して、名誉と正当なる経済的利益を保障することが、学術の進歩と産業社会の公正なる発展の原動力となってきたことは、歴史的にも証明されている。

1980年代以降、多くの国々において、プロパテント（特許重視）政策の基本的な潮流が継続する中で、経済面で先進的な国々の産業界においては、他者の、特許権に代表される産業財産権を守ることにについては、ビジネスの基本ルールとして確立しつつあ

る。特許侵害などに対する損害賠償請求権等の強化により、権利侵害行為の代償は多大なものとなり、他者の権利を侵害する者は、自らの事業の存続すら困難となる場合があるという危機意識が、その背景として存在する。これは、言わば、自らの事業防衛の観点から、罰則を回避するために、他者の権利を守っているという側面である。

技術者倫理の観点からは、法律があるから守るという受身の姿勢ばかりではなく、「他者の知的財産権と知的成果を尊重する。」というある意味で至極シンプルな姿勢こそは、創造性・獨創性を尊重する風土の形成、更には学術の進歩と産業の発展に結びつくものであることを再確認し、これを倫理綱領の中に明記したものである。会員各位が、電気技術に関する研究、開発、利用および教育活動において、日常的にこうした姿勢を堅持することが、倫理綱領第 3 条に掲げる「学術の発展と文化の向上に寄与する。」ことに結実していくものである。

電気学会は、学術団体として電気学会論文誌など数多くの出版物も刊行しており、行動規範には著作権の尊重についても明記した。特に、著作者人格権については、日本国内においても十分に尊重されているとは言えない状況が存在する。その言葉が示すとおり、創作者の「人格」に深く関わる基本的な権利を尊重することの重要性について、改めて会員各位の注意を喚起したい。

第6条 すべての人々を思想、宗教、人種、国籍、性、年齢、障害に囚われることなく公平に扱う。

6-1 他者の尊重

会員は、自分と異なる他者を、思想・宗教・人種・国籍・性・年齢・障害・職業・役職・雇用形態などにより差別せず、その異質性を尊重し、他者と互いに協調して、機会均等で公正な社会の実現に努める。

6-2 差別的行為の禁止

会員は、自らの差別意識をなくすように努めるとともに、職場や大学など自己が所属する組織におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメントなど、優位性のある立場を利用した他者への差別的侵害行為の撲滅に努力する。

6-3 技術の差別助長的性格への注意

会員は、技術が差別を助長し拡大させる性格があることを認識し、差別を受ける人々の不利益を拡大しないように配慮する。

6-4 異分野の人々との協働

会員は、電気技術が政治、経済、法律などの異分野の学問や社会生活全般と深く関連していることを自覚し、これらに携わる多様な人々とも広くコミュニケーションを図り、大規模かつ複雑な社会の諸課題の解決に、協働して取り組む。

【第6条 解説】

人間は差別意識をもつことをまめかれない。人種、宗教、性、障害、年齢、国籍など自己と違うものによって、他者を差別する。他者は自分と異なる異質な存在であるので、しばしば対立し、他者を認めることは自己否定になる可能性は常にある。特に自律を

追及することは他者と緊張関係にあり続けることである。差別しないことは容易なことではない。互いに自律した人間として、相手を尊重することは、倫理における日常的な課題である。

ここに挙げられた項目は、自分と他者との違い・異質性を具体的にあらわす属性である。国と国の間では戦争、個人間集団間の争いは日常茶飯事である。技術者が働く現場は通常の間人集団であり当然さまざまな差別意識が渦巻く現場である。

また技術の主要課題の一つは「差別化」でもある。需要があるので技術はそれを提供する。人間は技術をも差別の手段として活用する。

ここでは技術は、差別意識そのものでなく、差別そのものを拡大させるように働いている。格差を助長するように働いている。

差別は大学、企業を問わず多くの組織で頻発している。上下関係、性差、専門知識の差（教師と学生の関係）など地位利用による他者への強要を避けるべきである。

最後に、この相互の異質性をむしろ生かす方向として、多様な異なるパートナーとの協働作業により、複雑化する現代の社会的課題に立ち向かおうと呼びかける。すなわち、異質なもの、異なる視点、異なる他者との共働作業へ積極的に取り組むことを目指す必要がある。異質さをむしろ積極的に活用し、互いに補い合う関係を構築することを目指す必要がある。違いを際立たせて差別化を促進するのではなく、逆に、異なる意見、異なる立場との対話の場を積極的に作る必要がある。

第7条 プロフェッショナル意識の高揚につとめ、業務に誇りと責任を持って最善を尽くす。

7-1 専門能力の不断の向上

会員は、電気技術に関連する業務において、求められる専門技術や世の中の倫理観が時代と共に変化することを認識し、法令・規則を遵守することは勿論、常に自らの専門知識・技術の習得ならびに倫理的行動を取るために必要な能力の向上に努める。

7-2 監督下にある関係者の専門能力向上

会員は、電気技術の専門家として自らが研鑽に励むだけでなく、自身の監督下にある関係者へ研鑽の機会を与えると共に周囲の環境を整備し、関係者の専門能力維持・向上に努める。

7-3 社会への影響を見据えた研究開発の推進

会員は、研究開発とその成果の利用にあたっては、電気技術がもたらす社会への影響、リスクについて十分に配慮する。

7-4 技術成熟の過信への戒め

会員は、電気技術の成熟を過信して、安全性への配慮を怠ってはならない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を維持する。

7-5 ワーク・ライフ・バランスの実現

会員は、一人ひとりが社会の一員であるとの認識に立ち、家族や地域社会との交流を大切にしながら、ワーク・ライフ・バランスに心がけ、思いやりの心を常に持ち、誇りと責任を持って誠実かつ積極的に業務を実施する。

【第7条 解説】

プロフェッショナルとは、他の分野にはできない高度な技術を持ち、その分野で大きな貢献と責任を持つ専門の研究者や技術者を指す。プロフェッショナルは倫理綱領に基づいて行動することで、社会より信頼を受けることができ、社会に対して貢献する専門の研究者や技術者であることを内外に明らかにすることが可能となる。プロフェッショナルは、高度な知識と技術を駆使し、与えられた条件の中で最善な判断とそれに基づき遂行する使命と責任を負っているが、その見返りとして社会から高い社会的地位を与えられる。

従って研究者や技術者は常にプロフェッショナル意識を持ち、業務に誇りと責任を持って最善を尽くすべきである。また全ての業務において、求められる専門技術や世の中の倫理観が時代と共に変化することを認識する必要がある。そのため研究者や技術者は、法令・規則を遵守することは勿論、常に自らの専門知識・技術の習得ならびに倫理的行動を取るために必要な能力の向上に努めることが大切である。また、電気技術の専門家として自らが研鑽に励むだけでなく、自身の監督下にある関係者へ研鑽の機会を与えるなど、関係者の専門能力維持・向上に努めることも必要である。

さらに、業務の遂行（特に研究開発）にあたっては、電気技術がもたらす社会への影響やリスクについて十分に配慮すると共に、電気技術の成熟を過信して、安全性への配慮を怠ってはならない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を維持することが大切である。

また、研究者や技術者は一人ひとりが社会の一員であるとの認識に立ち、社会の目線で物事を判断し行動することが望まれるようになってきた。そのため家族や地域社会との交流を大切にすることを忘れてはならない。そしてこれからの時代において、仕事と私生活のバランスを保ちながら能力の最大限発揮を目指し、より充実した社会生活を送れるよう「ワーク・ライフ・バランス」にも心がけ、誠実かつ積極的に業務を遂行することが望まれる。

第8条 技術的判断に際し、公衆や環境に害を及ぼす恐れのある要因については、その情報を時機を逸することなく、適切に公開する。

8-1 情報公開の体制整備

会員は、所属する組織において、情報公開についての迅速かつ適切な判断ができる風土醸成および情報公開の手順を含めた体制整備がなされているか日々頃から注意を払い、不十分な場合は、組織に改善を働きかける。

8-2 正確な情報の取得

会員は、事故や安全に係る情報が、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があることを認識し、専門家として常に正確な情報の取得および確認を励行する。

8-3 情報公開の手順

会員は、自身や所属する組織に不利な情報や守秘義務違反に係る情報であっても、公衆や環境に大きな影響を与え、公衆の安全確保のために公開する以外に手立てがないと判断した場合は、迅速にその情報を公開する理由を明確にし、所属する組織の情報公開の制度に則り、公開の可否について検討する。

8-4 社会に対する説明責任の遂行

会員は、情報を公開する場合には、時機を逸することなく、相手に応じた適切な表現を用いることに留意し、専門家でない者にもわかりやすい明快な説明を行う責任があることを自覚する。

8-5 非公開情報の取り扱い

会員は、公衆の安全・利益等のために公開することが不適切と判断されるものについては公開してはならない。ただし、公開しない理由についても必要に応じて説明しなければならぬことを認識する。

【第8条 解説】

いわゆる「情報公開」に関する条項である。

自分の身の周りで、公衆や環境に重大な悪影響を及ぼす恐れがありそうだというだけで、すぐにマスコミなどへの通報ができるものではない。万が一、上記のような事態に遭遇しても、倫理的に正しい判断をして、迅速な行動をとれるようにするためには、所属する組織において、どのような情報公開に関して、どのような手順・体制となっているのかを日頃から把握しておく必要がある。また、その手順・体制に不備があれば、それを指摘し、改めるよう働きかけることも要求される。

また、情報を公開した後の社会に与える影響を考えれば、入手した情報の正確さには万全を期する必要があることは言うまでもない。

したがって、公衆や環境に重大な悪影響を及ぼす要因に限らず、技術者倫理に関する問題に関して、日頃から組織内において、気軽に話し合える組織風土の醸成が大切である。風通しの良い組織であれば、そもそも技術者倫理で、一人の技術者が悩むことはないであろう。

第9条 技術上の主張や判断に際しては、自己および組織の利益を優先することなく、学術的な誠実さと公正さを期する。

9-1 組織の利益と技術上の主張・判断の区別

会員は、技術上の主張・判断については、組織の利益を優先することなく、自主的・自律的、かつ誠実に行動しなければならぬ。

9-2 事実の尊重

会員は、科学技術に関わる発言をする際には、科学的に得られた事実に基づかなければならない。すなわち、データ改竄、捏造、盗用、隠蔽などはもちろん、自分に都合のよい誇張、歪曲など一面的な表現をしていないか、常に自問する。

学会は、会員の不正行為が明らかとなった場合には、厳正に対処するとともに、事実に基づかないことで名誉を傷つけられた会員を支援するべく、社会的信頼の回復に向けて、迅速かつ適切な措置を行う。

9-3 出典、データなどの保管、管理

会員は、主張や判断の基になった出典や、自ら取得した実験データの記録などは、必要に応じて後で追えるように保管、管理しなければならない。

学会は、学会誌、論文誌、技術報告書、図書の発行ならびに図書館を運営し、これを支援する。

9-4 事実、推察の区別

会員は、自らの能力をどんなに高めても、まだ分からない事もあることを認識し、既知の事実、学理からの導出、自らの経験等に基づく推察などをきちんと区別しなければならない。

9-5 技術上の主張や判断における誠実さ、公正さ

会員は、話し合う相手が、電気技術の専門家であろうとも、電気技術の専門知識を持たない人々であろうとも、誠実、かつ公正な立場で対応し、相手に理解してもらえらる適切な表現を使わなければならない。

【第9条 解説】

グローバル化の進展により、あらゆる場面で競争が激化しており、「何を優先するか」その選択が重要になっている。目先の利益追求、ないしは、損失回避を図ったために、社会から存続を許されなくなった組織については、今更例を挙げるまでもなく多数あることを忘れてはならない。

もちろん経営者の立場であれば、利益を考えるのは当然である。しかし、技術者の立場であれば、学術的・技術的にどうあるべきかを第一に考えなければならない。ここを明確にすべきである。

従来の電気学会倫理綱領では、「自己および組織の利益を優先することなく」の文言がなかったが、今回新たに追加したのは、上記の考え方による。

学術的・技術的に主張、判断するのであれば、自己および所属する組織にとって都合のよい一面的な解釈、誤解を与える表現は許されない。実験により得られたデータや導出された理論・結果には、必ず、前提条件や成立するための制限条件がある。自分の主張、判断が、これらの条件を越えていないか点検する必要がある。そのためにも、主張、判断の根拠となっているデータ・事実の出典をきちんと保管、管理しておかなければならない。

また、事実のみを偏重し、仮定や推論を否定しては、学術的な進歩は望めない。仮定や推論も必要であるが、事実などとは厳密に区別しなければ、技術者としての信頼は得られない。

第10条 技術的討論の場においては、率直に他者の意見や批判を求め、それに対して誠実に対応する。**10-1 討論の場における率直さ**

会員は、討論の場においては、自分の主張をするだけでなく、率直に他者の意見や批判を求め、区別することなく聴く態度が必要であり、一人でも不誠実、公正さを欠く行動をすれば、技術者全体の信用が失われることを忘れてはならない。

10-2 否定的な意見の受入

会員は、独力で知識、能力を高めるだけでなく、他者とコミュニケーションを取り、特に否定的な意見の中からも新たな視点を得られるよう誠実に受け止めなければならない。

10-3 他の技術者との交流

会員は、同じ技術分野の技術者と討論することはもちろん、異なる技術分野の技術者とも機会を捉えて積極的にコミュニケーションを取り、自らの能力だけでなく、相手の能力をも高めるべく誠実に議論し、誤りがあれば勇気を持って正す。

学会は、研究発表会、講演会、講習会、見学会などの開催を通して、交流の場を提供するとともに、国内外の異なる技術分野の関係者団体とも、協力および連携する。

【第10条 解説】

コミュニケーションの重要性を表す条項である。

一方的に、自分の主張をするだけでは、技術者としてだけでなく、そもそも人間としても認められない。技術者個々の能力には限界があることを改めて認識し、それを補うべく、他の技術者からのコメントを得て、今までとは違った視点で自分の考え方を広げていかなければならない。自己の世界、狭い組織内に閉じこもるのは論外としても、一方的な主張をするだけでは、決して考え方は広がらない。

そうならないためには、学会の提供する場などを活用し、積極的にコミュニケーションを図り、他の技術者からのコメントなどを求めるべきである。逆にコメントを求められた場合には、自分の考え方を披露すべきである。

そもそも自分と他者とは完全に同じではないのだから、どこまで同じ考え方で、どこからは違うのかをコミュニケーションを通して把握し、なぜ自分と違う考え方をするのかを考えて欲しい。このような技術的な討論は、新しい考え方が得られる契機となり、自らの能力を高めることができる。

近年特に、技術者の社会に与える影響力が大きくなっていることから、技術者同士だけでなく、例えば経済・政治の場でも、技術者が積極的にコミュニケーションを図らなければならない。これは第6条にもある通りである。

なお、異なる分野の人々が聴衆となる講演会などの場においては、講演する一人の技術者をその分野の代表と捉えてしまうことが往々にしてあることを意識しなければならない。常に自分がその技術分野の代表であるとの気概を持ち、誠実に対応しなければならない。

3. 終わりに

以上、行動規範作成タスクチームの最終案に相当する当学会の行動規範(案)について説明した。今後は上位組織の承認を経て、必要な修正があれば反映し、最終的には2007年4月の理事会における承認を得て正式に制定される予定である。